

公益法人の業務運営と監督について

令和6年度 福岡県 行政経営企画課

1. 法人運営の全体像

- 公益法人は公益の増進を図ることを目的として法人の設立理念に則って活動する民間の法人
- 公益法人が自立した存在として、法令や定款に基づき事業運営を適切に行うよう、法人の各機関が責任や権限を適切に行使することが重要。
- 役割を適切に果たさない役員等は、責任追及の対象となる。
- 不適切な運営が是正されない場合は、公益認定の取消しを受ける可能性がある。

2. 理事

- 常勤・非常勤、報酬の有無にかかわらず、理事としての義務と責任を負う。
- 理事会の決議に参加した理事は、議事録に異議をとどめない場合、その決議に賛成したものと推定される。
- 善管注意義務・忠実義務を果たしていない事例
職員等に理事個人の印鑑を預けて、事務手続きを任せきりにしている。

2. 理事

- 理事の責任（主なもの）
 - 法人に対する損害賠償責任
 - 第三者に対する損害賠償責任
 - 特別背任罪、法人財産処分罪、収賄罪

3. 理事会、代表理事

- 職務執行状況の報告は、書面（決議の省略）の報告は不可となるため、対面若しくはリモートで理事会を年に3回（定款で定めた場合は2回）実施する必要がある。

（法人法第91条第2項,第98条）

4. 監事

- 監事には理事会への出席義務がある。
また必要があると認めるときは、意見を述べなくてはならない。
- 監事には各種の権限が付与され、複数いる場合でも各監事が独立して行使でき、それぞれが義務を負うことになる。

5. 評議員・評議員会

- 評議員は、法人と委任関係にあることから、「善良な管理者の注意」をもって自らの職務を行う義務を負う。
- 法人に損害が生じ、監事も事態を発見できなかった場合、評議員は、理事・監事の選任・解任の権限を適切に行使せず、必要な善管注意義務を怠ったとして、責任を追及される可能性がある。

6. 社員・社員総会

【社員総会の役割】

- 理事や監事とその職務上の義務に違反し又は職務を怠っている場合には、解任権限を適切に行使すること。
- 法人の業務執行体制や業務運営のルールを決定し、法令や定款に基づき適正に行われているか監視すること。

7. 経理的基礎・技術的能力（認定法第5条第2号）

【経理的基礎】

- ① 財政基盤の明確化
- ② 情報開示の適正性
- ③ 経理処理、財産管理の適正性

【技術的能力】

- ① 事業実施のための技術、専門的な人材や設備などの能力の確保
- ② 法令上必要な許認可等

8. 特別の利益(認定法第5条第3号、第4号)

- 法人の事業内容などの具体的事情を踏まえたときに、社会通念からみて合理性を欠くような利益や優遇のこと。
- 寄附を行うことが直ちに特別の利益には該当しない。

9. 役員¹の3分の1規程(認定法第5条第10号、第11号)

- 公益の増進に寄与するという法人本来の目的に反した業務運営が行われるおそれが生ずることのないよう、理事及び監事のうち、親族等、相互に密接な関係にある者の合計数は3分の1を超えてはならない。

10. 立入検査における主な指摘事項

- ① 決算承認理事会と定時社員総会（評議員会）の同日開催

決算承認理事会と定時社員総会（評議員会）は、**中2週間以上**開けること

（例）6月6日に決算承認理事会を開催する場合
→ **6月21日以降**に定時社員総会（評議員会）
を開催しなければならない

11. 立入検査における主な指摘事項

- ②定時社員総会（評議員会）の招集手続を省略する場合に、理事会決定を行っていない

理事会による「招集の決定」は省略できない

※ただし、「理事会の決議の省略」により招集を決定することは可能

12. 立入検査における主な指摘事項

- ③ 定時社員総会（評議員会）の招集通知に際して、計算書類等を提供していない
- ④ 業務執行理事等の理事会に対する職務執行報告が行われていない、また議事録への記載がない
→ 職務執行報告は理事会への報告の省略の対象外

13. 立入検査における主な指摘事項

- ⑤ 役員を選任に際し、個別に採決せず、一括で決議していた → それぞれの役員で個別の決議が必要
- ⑥ 議事録の作成・保存の不備
 - ・ 議事録には、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した役員等の氏名、議長の氏名等を記載すること
 - ・ 議事録は主たる事務所へ備え置くこと